

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第5回）

令和7年1月22日

【田中利用環境課課長補佐】 ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第5回の会合を開催いたします。

このたび本研究会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局利用環境課課長補佐の田中でございます。

事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局においては傍聴者が発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただき、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄で発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただくような方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにさせていただき、終わりましたらオフに戻していただければと思います。

接続に不具合がある場合については、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時事務局、座長宛てに御連絡いただければ、対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料として、議事次第と資料5-1を用意しております。

注意事項は以上になります。

本日は、所用で山本先生が遅参の予定でして、森委員が御欠席となっております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと思います。

宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

まずは、事務局より、ICTサービスの利用環境をめぐる諸問題について御説明をいただ

きます。その後、各構成員の皆様と意見交換させていただければと思います。

それでは、事務局から資料5-1に基づき御説明をお願いいたします。

【田中利用環境課課長補佐】 資料5-1、不適正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について御説明いたします。

まず初めに、親会の立ち上げの経緯やスコープを振り返りつつ、今般の新たな環境変化について御説明していきたいと思います。

こちらは親会第1回資料の抜粋、令和6年2月6日に立ち上げました利用環境研究会ですけれども、ICTサービスの拡大とともに、サービス利用に関する諸課題も拡大して多様化しているというような現状をもとにつくられた研究会でございます。

こちらの中で対処すべき政策課題として、利用者情報の保護の更なる促進、ICTサービスの不適正利用への対処、また、その他として、誹謗中傷等の違法・有害情報への対応等が挙げられている中で、まずは利用者情報の保護と不適正利用への対処にフォーカスして検討を行うというところで、専門的なワーキングにて検討を開始したところでございます。

次のページに行ってください、ICT不適正利用への対処に関するワーキンググループの取組としては、これまで計6回御議論いただきまして、SMSによるフィッシング詐欺対策、特殊詐欺対策を念頭に置いた携帯電話不正利用防止法の在り方について議論してきたところでございます。

こちらのアウトプットとして、昨年の11月29日、親会にて不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書を取りまとめていただきまして、一区切りをしたというところでございます。

次のページに移っていただきまして、最近の新たな事情といたしまして、闇バイト犯罪をはじめとし、電話番号の悪用、このほか、SNSアプリ、海外電話番号を悪用した犯罪が増加してきております。

これまで総務省としては、なりすましという手口に対応して、携帯電話の契約等の本人の確認ですとか、犯罪利用された固定やアプリ電話の利用停止スキームを中心に対策を実施してきております。この図で言うと、それを横軸で表現しているところですが、犯罪者側としては、一つ手口を塞いだとしても、違う手口に移って、さらに新しい手口を生み出したりするような形で、ツールの悪用と対策の「いたちごっこ」が続いているような状況です。

そのような中で、犯罪ツールの多様化だけではなくて、不正行為の多様化というのも見

られるようになってきております。それは具体的に言いますと、犯罪者本人がなりすましをするというような形だけではなくて、犯罪者が他人を利用して端末を不正取得したり、もしくは、不正に端末を乗っ取ってメッセージを送信したりですとか、犯罪者が他人を利用して犯罪へ誘引するようなケースが増加してきております。こちらの図で言うと、それを縦軸で表現しているようなところでございます。

こうした犯罪実態を踏まえて、直線的な対策ではなくて、この縦軸・横軸の広がりも踏まえた、より包括的な対策が必要になってきているところです。

次のページをお願いします。

こうした犯罪実態の広がりを見せる中で、当面の検討課題として現在出てきている具体的な課題というのが7つございます。次のスライドでそれぞれ説明していきますけれども、大まかに1と2は闇バイト関連の課題、3番、4番は電話番号の不適正利用の課題、5番、6番は携帯電話の本人確認の厳格化に関する課題、7番目は通信ログに関する課題です。

次のページをお願いします。

1つ目の課題ですけれども、SMSでの「闇バイト」募集への対応です。闇バイトの募集は、こちらの図にもありますように、例えばXですとかインスタグラムなど、投稿型のSNSで利用されている、募集がされているというケースが大多数でございます。こちらについては、右にございますように、総務省において、昨年12月にSNS等を提供する大規模事業者に対して、闇バイトの募集活動の対応について要請を実施したところでございます。こういったSNS以外で、昨年末よりSMSでも闇バイトの募集というのが一部観測されているというように聞いております。こちらについて、既存の対策なども踏まえながら、有効な対策が取り得るかというところをまず御議論いただければなと思っております。こちらが1点目です。

次のページ、お願いします。

2つ目ですけれども、こちら、SIMの不正転売の事例です。犯罪者があるバイトの募集をします。このバイトの中身といいますのが、高額で買い取るので携帯電話やSIMを契約してきてほしいという内容で、携帯電話ショップに行ってもらって、1件4万円みたいな形で払いますというような中身で募集をするというものです。バイト応募者のほうは割賦による契約ですので契約の分割金を払い続ける必要があるのですが、その負債は残ってしまうと。一方で、その端末というのは犯罪者のほうに渡されて、詐欺ツールに使用される可能性があるというような形になっております。

応募者本人が契約者であるので、契約自体は必ずしも違法ではないんですけれども、携帯電話事業者が無断で携帯電話端末ですとかSIMを譲渡した場合というのは、携帯電話不正利用防止法の違反となり得るというような形になっておりまして、携帯電話事業者が不正転売を見抜きにくいというような実態を踏まえて、効果的な対策がどのようにできるのかというところについて御議論いただきたいというのが2点目でございます。

次のページ③はスプーフィングなんですけれども、こちら、日本語でなりすましのことでして、携帯電話ですとか固定電話のディスプレイに表示する電話番号を、実在する組織とか団体の番号に偽装するようなケースが報告されてきております。

偽装して、本当に実在する番号なので、かけ直してみるとその番号につながってしまうということで、非常に対策が難しいものになってきております。事業用の電気通信設備規則では、発信者番号の偽装を防ぐ措置を講じるように電気通信事業者に求めているところとして、一定程度の対策というのは実施しているところなんですけれども、着信画面に任意の番号を表示させるアプリですとか、海外の通信会社の回線を使用している場合というのが報告されていまして、こういったものについては既存の対策というのが有効に働いていないかもしれないというところがございます。こういったものに対して、どのような対策が取り得るかというところを御議論いただければというのが3点目でございます。

4点目ですけれども、こちら、海外電話番号で、例えば+1、米国の国番号の電話番号ですけれども、こちらを日本にいながら簡単にアプリで取得が可能なような形になっているというようなことは報告されていまして、それが使い捨て可能な電話番号としてSMS認証ですとか特殊詐欺の電話番号として使われている、使われ得るというような状況だと聞いております。こうしたアプリに対して、どのような対策を取り得るかというところを御議論いただければと思っております。

3番と4番の課題については、課題を検討していく過程で現状の仕組みがつまびらかになっていくところもあるかと思ひまして、そうしますと、かえって犯罪に悪用されるような可能性もございますので、今後一部非公開で議論をいただくことを考えております。

次、5番目、携帯電話の本人確認の強化ですけれども、こちら、不適正ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめていただきました。その内容に基づきまして、非対面の確認方法については、本年度内に関係省令の改正に関するパブリックコメントを実施予定として、来年の4月1日から施行予定としています。

これまでの議論に加えまして、法人の在籍確認についても議論を進めていきたいと考え

ています。具体的に言いますと、個人と申しますか、自然人が携帯電話を新規契約する場合は、その自然人の本人確認を実施しているというところでして、法人が契約するときは、法人自身の本人確認である登記事項証明の提示などに加えて、契約担当者の本人確認が義務づけられております。ただし、その契約者とその法人の関係性に係る要件は定められていないところ、犯収法の規則では、その要件を定めることで、来店者とその法人の関係性を担保しているところです。こういったところも参考にしながら、より実効的なルールづくりが可能か検討してはどうかというところで御議論いただければと思っております。

次、6番の携帯電話の本人確認の強化ということで、こちらの依拠につきましては、次のページをお願いできればと思っておりますけれども、これまでワーキンググループにおいても様々御意見をいただきまして、ワーキンググループの報告書の中で、一番下の四角囲みのところのようなまとめをさせていただいております。

中身については、本人確認の保証レベルが高く、また、最新の本人特定事項が取得可能な本人確認を実施することが望ましい。こうしたものについては、例えば、公的個人認証（JPKI）が考えられるというところで、なお、過去の本人確認結果に依拠する方法については、事業者のニーズや本人確認の保証レベルとのバランスを鑑みつつ総合的に検討することが適当であるということで、言わば積み残し課題になっていたところでございます。

次のページをお願いします。今般新しい依拠の形として、具体的に事業者のほうから2つほど提案が出てきておりますので、先ほどの2つの点も含めて御議論をいただきながら、具体的な形がどのように取り得るかというところについて検討いただければと思っております。

新たな提案の1つ目としては、金融機関への依拠スキームというところで、犯収法に基づいた本人確認をしている金融機関へ申し込んだ本人について、同一性が確認できた場合については、その本人確認事項を回答するというような形で依拠のスキームが考えられないかという提案をいただいております。

次のページをお願いします。携帯電話の事業への依拠のスキームについては、金融機関のところは携帯音声通信事業者に代わるような形で、同じような提案ですけれども、この2つについて具体的に御議論いただければと思っております。

次、最後になりますけれども、通信ログの保存の在り方です。こちら、闇バイトをはじめとする、SNS等を悪用した犯罪の増加などを背景に、捜査の観点から、通信ログの保存期間が短いと指摘する声がございまして。さらに、発信者情報開示請求においても、通信ロ

グの保存期間が短く開示が不可能になるという場合もあると指摘する声があります。このような背景を踏まえますと、大規模プラットフォーム事業者の果たすべき責務ですとか、期待される役割が増大しているかなと考えられるところです。

通信ログの保存の在り方については、一番下のガイドラインにありますように、業務の遂行に必要となる場合、一般に6か月程度の保存が認められ、1年程度保存することも許容されると考えられるとされているところですが、この在り方について課題を整理した上で、必要に応じてガイドラインの記載を検討してはどうかと考えております。

通信ログの在り方の検討については、通信の秘密の観点から専門的な検討が必要などころ、議論を集中的に新しく委員会のようなものを立ち上げて行い、親会へ報告してはどうかと考えております。こちらについては、宍戸先生に有識者を選定していただき、その議論の結果を親会に報告していただくという形で進めてはどうかと考えております。

最後の3つ目の矢じりですが、こちら、1月17日に開催いたしました「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」においても、通信ログの保存の在り方に関する問題提起をいただいているところですので、上記の検討内容を同検討会へフィードバックして、議論してもらってはどうかと考えております。

今までの課題をまとめまして、①から⑥については、不適正ワーキングにおいて集中的に御議論をいただき、⑦については、通信ログの保存で通信の秘密に関わる場所ですので、専門的な法学者の有識者に御議論いただくという形で進めさせていただければと考えております。

一番下のその他の課題ですが、こちら、携帯電話の不適正利用などの観点から、また新たな課題が出てきた場合、内容次第で随時不適正ワーキングで取り扱ってはどうかと考えております。

最後に、スケジュールです。こちら、本日1月22日ですが、一番左の親会というところとして、ここで課題の御紹介と進め方について御了解をいただいた後には、2月から3月で不適正利用対策に関するワーキンググループを開催いたしまして、通信ログの保存の在り方については、別途専門的に議論し、4月下旬から5月中旬を目指してワーキンググループ中間整理案をつくり、通信ログの保存の在り方についてもそこで御報告いただき、最後、5月から7月で取りまとめをしてはどうかと考えております。

【宍戸座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御参加の構成員の方から御質問

あるいはコメントがあれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

本日は親会としては若干寂しいところで、大谷構成員と中原先生、あと、木村構成員のお三方が御出席かと思いますが、何かございますでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷座長代理】 ありがとうございます。

事務局でまとめていただいたものを拝見しますと、非常に暗澹たる気持ちにさせられます。

事務局から御説明を伺って、私も、例えばSMSなどにどんな情報が届いているかと改めて自分のスマホなどを開いてみますと、この事務局資料にあるのと全く同じようなSMSが実は届いてきたことに気がついて、慌ててブロックの操作をしました。

この辺りについて、事務局で御調査されていれば教えていただきたいんですが、たしか前回のワーキングでは、フィッシング対策協議会などでワークショップなどの対応を取られていると御紹介いただいたのですが、こういった新しい状況についても、このワークショップであるとか、あるいは、協議会の中での御検討というのは進んでいらっしゃるのかどうか、教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 事務局、いかがでしょうか。

【田中利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

SMSに対する対策ですけれども、不適正対策ということで、御指摘のワーキングなどにおいてももちろん議論されているところですし、これからどうするのかというのをしっかり皆さんを巻き込みながら、一緒に考えていければと考えているところです。

【大谷座長代理】 ありがとうございます。

対策協議会などでさらに検討を重ねていらっしゃるようであれば、ワーキングの中で、そういった前線で奮闘されている皆様に意見を述べていただく場というのも、回数は限られているものの、御用意できたら有意義な意見交換ができるのではないかと思います。

私からは以上でございます。

【田中利用環境課課長補佐】 大谷先生、御提案いただきまして、どうもありがとうございます。

不適正ワーキングの中では、事業者ヒアリングなども交えながら進めていければと思っております。御提案のあった事項についても検討していきたいと思っております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

まさに不適正WGは大谷さんに主査をお願いしておりまして、今御提案いただいたように進めていただければと、私からもお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。御説明ありがとうございます。

本当に人ごとではなくて、私も自分のSMSに例えば海外から届いていたりなど、いろいろなものがあるというのは日々感じているところです。

様々なこういう対応が本当に急がれる中で、一方で、利用者も加害者になってしまうという可能性があるということで、本当に早急な対応が必要と思っていますし、あと、今回なりすましという話がありましたけれども、それに少し似たようなところで、転送電話サービスの対応というのが数年前にされているんですけども、でも、やはりいろいろニュースを検索してみますと、いまだに発信元を隠して被害があるというのを確認したところですし、本人確認についても、転送電話サービスについて本人確認をしているということですけども、まだまだ穴があるのかなというところで、そういうところも押さえながら対応していく必要があると思っています。

利用者は、固定電話番号の例えば03ですとか、先ほど御説明がありました、消防署ですとか、そういうものを信用していますし、電話番号の信用性というのは揺るがないと思います。やはりそういうところも含めて対応していただきたいということと、あと1点、端末を不自然に契約するときに、恐らく複数契約すると思うのですが、端末の転売のときに、何か対応ができないのかというのを、御説明を聞いていて感じました。普通に利用する人はそんなにたくさんは端末を買わないので、そういったところをどうやって押さえしていくのかというところも議論になるとしています。

不適切利用の対応をしていただいて、適正な利用が妨げられないようにしていただければと思っていますので、今回の取組は期待しているところです。

それと、もう1点、利用者という点で、消費者庁などと連携を取るということもお願いできればと思っています。

以上です。

【田中利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

端末の不正購入といいますか、複数台買うというところですけども、確かに一人の方が複数台を一気に契約するとなると怪しいところであるんですけども、今聞いているケ

ースですと、一社に対しては一台で、複数社に申し込むみたいなのも報告されていて、そうすると、さらに対策が難しくなるのかなと思いながら聞いていたところですけども、しっかりと対応を考えていきたいなと思っております。

また、消費者庁との連携につきましても御意見いただきましてありがとうございます。そちらも適宜進めていければと思っているところです。

ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】 よろしく申し上げます。

今回挙げていただいた項目で、そのうち通信ログの保存というのは、また別途の検討が予定されているということですけど、その他のものに関しまして、不適正利用対策ワーキンググループにおいて検討するというところで、異存全くございません。

これらの項目の中には、昨年の不適正ワーキングでの議論の続きに当たるものというのも含まれていて、それはそれできちんと議論をして、積み残しの問題を解決していくという必要があるものと思います。

他方において、①のSMS闇バイト募集であるとか、②の不正転売、あるいは、③のスプーフィング、④の海外番号の悪用という新たな問題については、その特徴を踏まえて対策を探っていくという必要があるものと認識しております。

差し当たり昨年の不適正ワーキングで検討した問題、具体的には、スミッシング詐欺との対比で言うと、これらの不正行為というのは、携帯電話等の通信技術の悪用の仕方が異なるものと思います。スミッシング詐欺は、SMSを送りつける、あるいは、携帯電話をマルウェアに感染させてSMSを送らせるというような形の、通信技術を介した不正行為だったわけですけども、例えば、①の闇バイトの問題は、むしろ別に予定されている犯罪行為に協力させるための端緒としてSMSを使う。②の不正転売も、詐欺のツールとして携帯電話を利用することが別に予定されていて、その端緒としてSMSを使う。③のスプーフィング、④の海外番号の悪用も、SMSを使って協力者を獲得するというプロセスこそないけれども、同じく犯罪行為をやりやすくするための手口であると言えると思います。

これらの特徴としては、差し当たり2つあり、一つには、こういう言わば手段獲得型の不正行為というのは、バイト募集なり、転売なり、番号表示なりというのは、犯罪行為に

使われるのかそうでないのかというのはあらかじめ区別するのが難しい。つまり、不正の定型的な兆候をつかみにくいということがあるのではないか。

それから、もう一つには、闇バイトや不正転売のように協力者を獲得するという、そういうプロセスが入る場合には、先ほど木村構成員も指摘されていましたが、協力者は、まさか自分が犯罪行為に加担することになるとは思っていない、いわゆる闇バイトだとは知らずに応募してしまうであるとか、携帯電話が悪用されるとは知らずに転売してしまうということが挙げられるかと思います。

したがって、技術面での対策というのはこれまでどおり求められるものだと思いますけれども、そこには一定の限界もありそうであり、こうした不正行為が現に横行しており、知らず知らずのうちに犯罪行為に加担することになるかもしれませんよとか、電話番号すら偽装されているかもしれませんよといったことを広く周知させること、つまり、周知・啓発が当面の課題として非常に重要だろうと思います。

こうした取組はもちろん既に行われているものと思いますが、こんなことをきっかけにこんな犯罪行為に巻き込まれました、加担してしまいましたというような具体的な事例が携帯電話の利用者に広く共有されることが重要なのではないかなと思います。

いずれにせよ、私も不適正ワーキングの一員でもありますので、しっかり考えていきたいと思います。

以上です。

【宋戸座長】 中原先生、心強いお言葉ありがとうございます。

一通り本日御出席の構成員の方から御意見伺いましたけれども、さらに、いかがでしょうか。

事務局、今までのところで何かございますか。

【田中利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。一言補足させていただくと、本場に協力者として加担するとは思っていないけれども巻き込まれてしまうというケースはまさにあるのかなと思っていて、その不正SIM転売のところですか、まさに一般の方とかが結構巻き込まれていて、要は譲渡することというのが犯罪だと思ってなくて、自分で負債だけ残ってしまってどうしようみたいなのところもあると聞いています。そういったところは構成員のおっしゃるとおりで、周知・啓発というところが、一番地道な方法なんですけれども、一番効いてくるところなのかなと思っていますので、そういったところも含めてしっかり考えていきたいなと思っております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

追加で、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 先ほどは少し言葉が足りなかったのですが、今、中原構成員がおっしゃったとおりで、消費者庁との連携というところで、やはり利用者への周知はすごく重要だと思いますし、あと、今回闇バイトについては、個人情報握られてどうしていいか分からなかったという、たしかそういうことがあったと思いますが、相談窓口ですとかで、こうしたらいいよと、そこまでフォローするような対応があると、闇バイトが少し減るのではないのでしょうか。

いろんな事例を見ていると、どうしていいか分からないという人が、悪意がなくても加担してしまうということがあると思うので、そこまで踏まえた上での連携というのをお願いしたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

【田中利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

山本構成員がお入りになられたかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【宍戸座長】 山本先生、お願いいたします。失礼しました。

【山本構成員】 遅くなりまして申し訳ありませんでした。

特に付け加えることはないですが、私はもともと憲法を専攻していたので、それと関係するところだと、通信ログの保存のところは、通信の秘密との関係でやはり論点になってくるのかなと思います。

保存の正当化の根拠というところでは、業務上の必要性と、犯罪捜査、あるいは、発信者情報開示に関する必要性というのは正当化の根拠は異なるわけで、やはりその必要性、合理性ですとか、その濫用の危険性を防ぐ仕組みですとか、しっかり議論をしていたらと思っております。

こういった別途検討会を設けるということについては賛成です。

ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。承りました。

いかがでしょうか。さらに何か御発言の御希望ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この辺りで構成員の皆様からの御質問、コメントは承ったということにした

と思います。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの発表、それから、構成員の皆様からの御質問、御意見交換にもありましたように、現在のICTサービスの現状を踏まえまして、検討すべき内容が改めて明らかになってきたかと思えます。

ということで、先ほどのスライドの19ページにありますとおり、①から⑥まで、それから、⑧については、右側に書いてありますとおり、不適正利用対策に関するワーキンググループを再開して、集中的な御議論を大谷主査の下で進めていただければと私としては考えております。

また、このうち⑦の通信ログの保存期間に関する問題でございますけれども、これについては、今山本先生からも御注意をいただきましたとおり、通信の秘密の保護に関わる問題でございます。この点につきましては、これまで総務省においても、電気通信事業法を所管するという観点から、通信の秘密の保護、そして、それと各種のサイバーセキュリティの対策でありますとか、いろんなことについて議論をしてきましたし、私自身も若干関わってきたところでもございます。

そこで、この⑦につきましては、法律関係者の有識者に集中的な御議論をいただき、その結果を本研究会にフィードバックさせていただくという手順を踏みたいと考えております。

どのような方々にお伺いをするかということでございますけれども、これにつきましては、この検討会の座長であります私に御一任いただけないかと考えております。

そして、そのようにして得られました通信ログ保存に関する考え方については、この場で専門的な整理を行ったことを踏まえて、先ほど御紹介もありました「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」にもフィードバックをして、そこでデジタル空間の情報流通という観点から、その他の論点と併せて総合的にまた議論をしていただくということにしたいと思っております。

両方私に関わっているということで、そういうやり方を踏ませてもらいたいと思うのですが、いかがでございましょうか。構成員の皆様から何か御意見あれば承りたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

不適正利用対策に関するワーキンググループは、先ほど申し上げましたが、大谷構成員

に主査をお願いいたしますので、改めてこの場で一言御発言いただければと思います。

【大谷座長代理】 ありがとうございます。

課題が満載ではありますが、ワーキンググループには、先ほど御発言くださった中原構成員を含めまして、法律専門家、それから、技術に明るい方、それから、消費者目線で御意見をくださる方、多様な構成メンバーを取りそろえていただいておりますので、何とか少しでも対策が前進するように議論を深めてまいりたいと思います。

それから、木村構成員から御指摘いただいていた転送電話の問題につきましては、別の研究会で電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループで、電気通信事業法の改正であるとか、そういったことも私自身も関与させていただいて取りまとめしておりますので、その対策が奏功することを願いつつ、もしそこで十分な対策ができない場合には、新たな課題としてまた問題提起をいただければ、親会、あるいは、ワーキンググループでも意見を集めて、ぜひ対策が前進するようにしていきたいと思っております。

何とぞ皆様のお力添えをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

私から以上でございます。

【宍戸座長】

大谷構成員、ありがとうございました。いつも難しい問題のさばきをお願いしており恐縮ですが、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局から何か連絡事項等ございますか。

【田中利用環境課課長補佐】 特段ございません。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、以上で、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第5回会合を終了とさせていただきます。

本日、皆様お忙しいところを御出席いただき、誠にありがとうございました。これにて閉会といたします。

以上